

エス ファンド S-FUND (3ヶ月決算) C号

目論見書 (訂正事項分)

2004年4月

UFJパートナーズ投信

1. この目論見書により行う^{エス ファンド}S-FUND (3ヶ月決算) C号の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法 (昭和 23 年法第 25 号) 第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 16 年 2 月 23 日に関東財務局長に提出しており、平成 16 年 2 月 24 日にその効力が生じております。
2. ^{エス ファンド}S-FUND (3ヶ月決算) C号の受益証券の価額は、債券等の有価証券市場の相場変動、先物取引市場の相場変動、組入有価証券の発行者の信用状況の変化、為替市場の相場変動、金利の変動等の影響により変動し、下落する場合があります。したがって、投資家のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。

(2004年4月1日版)

1. 有価証券届出書の訂正届出書の提出理由

平成16年2月23日付をもって提出した有価証券届出書について、訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2. 訂正箇所および訂正事項

(注) _____の部分は訂正部分を示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

6 管理および運営

(1) 資産管理等の概要

<訂正前>

③換金(解約)手続き等

(略)

その他	(略)
買取り	行えません。 (異議申立てに係る買取請求については、下記「⑦その他 d 異議申立ておよび反対者の買取請求権」の項をご参照ください。)

<訂正後>

③換金(解約)手続き等

(略)

その他	(略)
(削除)	(削除)